

新たな評価基準の策定に当たっての基本的考え方

- 東京電力は、福島第一原発の廃炉・汚染水対策のほか、賠償や除染に必要な資金を捻出するため、非連続な経営改革に取り組んでいる。こうした中で、廃炉を確実に実施するため、必要な資金の捻出に支障を来すことのないよう、東電P Gは、送配電事業の合理化分の廃炉資金への充当が認められた。
- 他方、これにより託送料金の値下げ機会が不当に損なわれ、東電P Gの託送料金が高止まりすることのないよう、その託送収支の事後評価に当たっては、現行の料金値下げ命令の判断基準を踏まえ、以下の新たな評価基準を策定することとしてはどうか。
 - ①現行の判断基準（単年度の乖離率及びストック管理）に比べて厳格な基準値
 - ②他の一般送配電事業者の経営効率化の状況との比較指標
 - ③東電グループ他社（東電F P及び東電E P）の資金負担との比較指標
- なお、新たな評価基準に基づく具体的な評価に当たっては、東京電力は、グループ全体として、廃炉のみならず、賠償や除染等に必要な資金の確保が求められていることを踏まえ、料金値下げ命令の必要性を判断する必要がある。
- 今回策定する新たな評価基準については、東電の経営を取り巻く事業環境や、託送料金制度を含めた電気事業制度の在り方の変化に伴い、必要に応じ、見直しを行っていくこととしてはどうか。

新たな判断基準① 値下げ命令の基準値

- 託送収支の事後評価（料金変更命令）の基準は、託送料金認可後の料金水準の妥当性を評価するものであり、事業者の経営効率化インセンティブを損なわないよう、一定の範囲で事業者が利益を留保することが認められている。
- 他方、通常の経営効率化を超えた合理化分の1 F 廃炉への資金の充当が認められた東電PGについて、他の事業者と同様の経営効率化インセンティブへの配慮は不要であることから、料金変更命令の判断基準は、他の一般送配電事業者と同じ水準ではなく、より厳格な水準としてはどうか。
- 具体的には、安定的な廃炉資金の確保への貢献という観点と、必要な廃炉資金を上回る合理化がなされた場合の託送料金の高止まり防止という観点から、
 - ① 想定原価と実績原価の乖離率（▲5%）については、現行の▲5%と、制度設計当時、最も厳格な水準と考えられた▲1%との中間値である▲3%に、
 - ② 超過利潤のストック管理基準（固定資産×事業報酬率以内）は、乖離幅の引き下げ率に倣い、「固定資産×事業報酬率×3/5以内」に、それぞれ引き下げることはどうか。

新たな判断基準② 他の一般送配電事業者との比較

- 東電 P G は、通常の経営効率化を超えた合理化を行うことをもって、合理化分の廃炉資金への充当を認められている。
- 他方、他の事業者が通常の経営効率化で料金値下げを行える状況であれば、東電 P G は、合理化分を廃炉に必要な資金に充てる中においても、他の事業者と同程度の値下げ原資を有していると考えられる。
- このため、以下のいずれかに該当すれば、各事業者の基準超過あるいは料金値下げの背景・理由を確認し、全体として構造的要因によると判断されるときは、東電 P G に対して料金値下げを求めることとしてはどうか。
 - ①他の一般送配電事業者の1/3（3社）が託送料金を値下げ
 - ②他の一般送配電事業者の過半（5社）の乖離率が▲5%を超過

【再掲】各電力会社の託送収支における乖離率の推移

▲ = 実績が想定を下回る状態

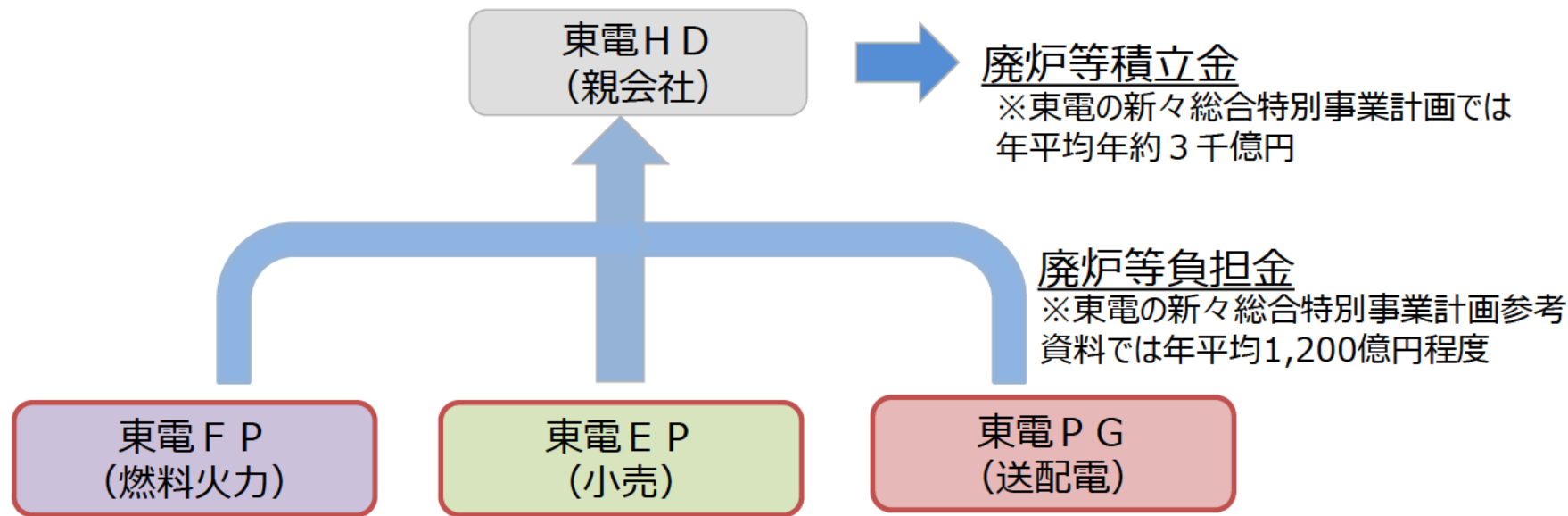
	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄
2016年度	3.02%	3.46%	2.55%	2.11%	- ※	1.44%	- ※	5.82%	▲0.39%	- ※
2015年度	2.69%	0.86%	2.53%	-	2.91%	2.45%	1.56%	2.53%	▲1.36%	0.46%
2014年度	▲1.57%	▲0.29%	4.35%	3.96%	3.44%	0.23%	▲1.31%	2.18%	▲1.88%	▲3.39%
2013年度	3.99%	▲2.65%	▲2.24%	2.22%	2.69%	2.83%	2.13%	1.19%	▲5.64%	▲3.99%
2012年度	4.78%	▲1.87%	3.28%	1.93%	6.33%	3.14%	2.68%	2.64%	1.57%	1.55%

乖離率による評価は2015年度分から実施

※原価算定期間内のため、評価対象外

新たな判断基準③ 東電P Gの負担指標（廃炉等負担金比率）

- 1 Fの廃炉等に必要な資金については、東電P Gのみならず、「東京電力グループ全体で総力を挙げて責任を果たしていく」こととされている（福島復興指針）。
- これを踏まえ、東電P Gの負担を判断する指標としては、廃炉等負担金が、東電グループ全体として負担する廃炉等積立金に占める比率を用いることとしてはどうか。



● 原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針（2016年12月閣議決定）

「廃炉・汚染水対策については、原則として、東京電力グループ全体で総力を挙げて責任を果たしていくことが必要である。廃炉の実施責任を有する東京電力が廃炉を確実に実施するため、必要な資金の捻出に支障を来たすことのないよう、規制料金下にある送配電事業における合理化分についても確実に廃炉に要する資金に充てることを可能とすることとし、託送収支の事後評価における特例的な取扱い等を含んだ制度整備を行う。」

新たな判断基準③ 他社の負担との比較指標（有形固定資産比率）

- 東電P Gの負担については、東電グループ全体の中で過大なものとならないよう、例えば収益性や資産状況を参考にグループ他社（東電F P、東電E P）との負担の程度を比較し、「著しく不適當」な分担となっていないかどうかを確認することとされている（貫徹小委中間とりまとめ）。
- 「著しく不適當」であると判断するためには、各社の収益性に照らし、東電P Gの負担が許容できない程度か否かを見ていくことが一案であるが、自由化が進展する中で、今後、各社の収益性がどのように推移するかを見通すことは困難である。

※一般論として、規制料金の下にある東電P Gの収益性は、グループ他社に比べて相対的に低くなると考えられる。

- このため、収益性だけではなく、相当の予見可能性を有し、かつ、各社の事業規模を一定程度反映した収益の源泉と考えられる有形固定資産を比較指標とし、東電P Gの廃炉等負担金比率の上限を同社の有形固定資産比率とすることを基本としてはどうか。

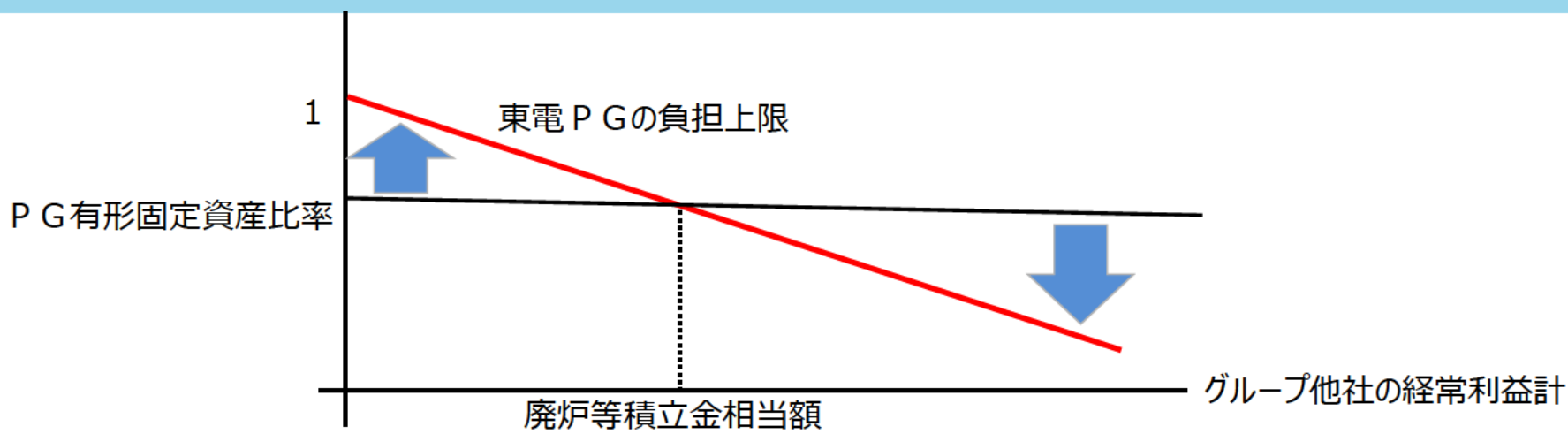
※2016年度の東電P Gの有形固定資産比率は約0.6

● 電力システム改革貫徹のための政策小委員会中間とりまとめ（2017年2月）

「東電グループ全体の中で東電P Gの負担が過大なものとならないよう、例えば収益性や資産状況を参考に、グループ各社との負担の程度を比較し、著しく不適當な分担となっていないかどうかを確認するといった措置を併せて講ずる必要がある。」

新たな判断基準③ 収益性の考慮（1）

- 有形固定資産比率を基本とする東電 P G の負担の上限については、グループ他社の収益性を考慮し、その多寡に応じて変動させることとしてはどうか。
- 例えば、グループ他社が多額の利益を計上しているときは、東電 P G の負担の上限を有形固定資産比率より引き下げることが妥当と考えられる。他方、グループ他社の利益が少ないときは、廃炉の着実な実施を図る観点から、東電 P G の負担の上限を有形固定資産比率より引き上げる必要がある。
- このため、廃炉等積立金の額を基準として、グループ他社がこれを上回る経常利益を計上しているときは東電 P G の負担上限を一定程度差し引く一方、経常利益が廃炉等積立金の額を下回るときは負担上限を一定程度引き上げることとしてはどうか。
- 具体的には、グループ他社の経常利益が廃炉等積立金の額と同額であるときは、東電 P G の負担上限を有形固定資産比率としつつ、グループ他社の経常利益がゼロのときに東電 P G の負担上限が 1 となるよう、上限を設定してはどうか。



新たな判断基準③ 収益性の考慮（２）

- 前記の考え方を踏まえると、グループ他社の収益性を考慮した東電 P G の廃炉等負担金の上限は、以下の形で表される。
廃炉等負担金 \leq 廃炉等積立金 $-$ 他社経常利益 \times (1 $-$ P G有形固定資産比率)
- このとき、毎年度の廃炉等負担金の額は、東電 P G の収益状況や廃炉等積立金の額により変動すると見込まれることから、単年度で指標を比較するのではなく、原価算定期間に相当する 3 年間の平均値を用いることとしてはどうか。
- その上で、廃炉等負担金の額が上記基準を超過した場合、その背景・理由を確認し、構造的要因によると判断されるときは、東電 P G に対して料金値下げを求めることとしてはどうか。